

社会保障審議会医療分科会において受ける報告について（令和5年11月6日医療分科会長決定）

標記について、社会保障審議会運営細則（平成13年1月30日社会保障審議会決定）第10条の規定に基づき、以下のとおり定める。

医療分科会（以下「分科会」という。）において報告を受ける場合には、各委員が書面による報告を受けた後、分科会長の判断により、当該報告をもって分科会が報告を受けたものとすることができる。